

Title	知的財産権と標準化について((ホットイシュー) 国際的技術標準戦略と研究開発 (2), 第20回年次学術大会講演要旨集II)
Author(s)	江藤, 学
Citation	年次学術大会講演要旨集, 20: 770-773
Issue Date	2005-10-22
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/6233
Rights	本著作物は研究・技術計画学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Science Policy and Research Management.
Description	一般論文

○江藤 学（経産省）

1.はじめに

技術標準の作成において、その標準に含まれる知的財産の権利保護と利用者側の便益とのバランスは、標準を策定する上で避けることのできない問題であり、近年、標準化活動における知的財産の取扱は重要度を増している。

こうした標準化と知的財産権の問題については、本学会においても第14回年次大会において山田肇氏が「標準化活動と知的財産権」として報告している（山田(1999)）が、そこでも指摘されているように、この問題のポイントとされてきたのが1980年代中頃に、多くの国際標準化機関において制定されたパテントポリシーである。

本年2月、国際標準化機関の代表ともいえるISO、IEC、ITUが協力して、このパテントポリシーの統一整備活動を開始した。これは、標準活動が最先端技術範囲に及ぶ中で、標準化された規格を利用するのに必要な技術に関する特許について、その特許の利用を制限したり、高額なライセンス料を要求したりする、いわゆるホールドアップ問題がクローズアップされており、標準化団体、特にパテントポリシー関連の整備が遅れているISO・IECにおける知的財産の取り扱い状況についてメンバー各国が強い不満を示したことが影響している。

しかし、本当にパテントポリシー関係の整備がホールドアップの防止に効果的なのであろうか。パテントポリシーを整備し、厳格に運用することで、ホールドアップ問題を解決できるのであろうか。本稿では、この点について実態調査の結果を踏まえ検証してみたい。

2.パテントポリシーの歴史

パテントポリシーの原型は1974年に米国の標準化団体であるANSIが作成したものに始まり（山田）その後通信分野の国際標準を担うITU-T、電気情報分野の国際標準を担うIEC、そしてその他大半の分野の国際標準化を担うISOなどに普及してきた。

このような中で、90年代に入り特許を巡る環境が大きく

変化し、標準化活動における知的財産の取り扱いに対しても影響を与えた。

①特許を含む勧告原案数の増加

技術進歩の高速化、標準化領域の拡大により、ソフトウェア、プロトコル等の分野を中心に特許権を含む標準化原案が急激に増加した。

②国際競争激化による特許許諾の厳格化

技術開発・製品開発における国際競争が増加し、特許権者が特許のライセンス等に関し、以前ほど寛容でなくなってきた。このため、標準に含まれる特許についても他社の使用を私用を許諾しないとの宣言や、法外な使用料を要求する事例が発生し、標準の策定が中断する事例が生じた。

〔BT社(1995)、ピレリ社(1997)〕

③ホールドアップ事例の発生

標準として策定された後に、当該技術に自社特許が内包されるとして高額な特許使用料を要求する事例が発生。ビジネスモデルの変化により製造業でない社の参入もあり、これまでのクロスライセンス方式による対応が困難で大きな問題となった。〔Rambas社(1999)、Dell社(1992)、Forgent Networks社(2002)〕

これらの状況を受け、ITU-Tは1998年、日本の6社連名寄書を発端としてIPRポリシーの運用を効率化するガイドラインの作成に着手し、1999年IPRポリシーのガイドラインと特許宣言のための声明書フォームが制定された。

これに対しISO/IECは2001年に標準手順書を改定し、IPRポリシーの改正を行ったものの、ガイドラインなどの作成は行っていない。しかし、2004年7月にISO/IECの共同活動であるJTC1のSC29において、特許宣言書の共通化をJTC1へ提案することが採択されたのを契機に本件の議論が活発化し、最初に述べたように、ISO/IEC/ITUの共同活動の場として設立されたWSC（World Standards Cooperation）において、2004年11月にパテントポリシーに関する議論を開始することに合意、現在パテントポリシーに関する共通文書の作成などを精力的に進めているとこ

ろである。

このように、パテントポリシーは長い歴史の中で標準に含まれる知的財産の扱い方を規定するという大義名分の下改良が繰り返され、徐々に整備されてきた。しかし、本質的には標準化機関が特許紛争に巻き込まれることを防ぐための規定として以下の共通の原則を有している。

- ・標準化機関において特許権に関して技術的な本文に立ち入った議論は最小限にとどめる。
- ・特許に関する論争（実施件許諾、実施料その他）の解決は関係する当事者に任せる。
- ・いかなる場合も、標準化組織それ自体は論争に関与しない。

この原則を維持するがゆえに、本制度の運用には多くの矛盾が残り、結果的に様々な問題が生じているのである。

なお、我が国の鉱工業分野における国内規格である JIS を作成する日本工業標準調査会（JISC）には長らくパテントポリシーに相当する規定が存在せず、国際標準化団体の規定を準用して運用していた。特許権等を含む規格の JIS 化の手続きの整備が正式に行われたのは平成 8 年（1996 年）の第 8 次工業標準化推進計画である。その後「21 世紀における標準化課題特別委員会」の報告書である「JIS の知的財産権に係わる取扱い方針の見直し」の中で、「最近では ITU において採用された知的財産権の取扱い（特許声明書の様式定型化等）が、ISO/IEC の現行の取扱いより一歩進んで、より現実に即したものになっている。したがって、これを参考に、JIS における知的財産の取扱い方針を見直し、また ISO/IEC にも提案していく必要がある」と報告され、これを受けて 2001 年に特許宣言書提出のガイドラインを制定し運用してきた。しかし、本ガイドラインは運用において様々な問題を抱えていたため、2005 年 3 月にこれを暫定改訂、現在も最終改訂に向けた作業を継続している。

3. パテントポリシーの原則とその運用状況

標準化団体におけるパテントポリシーに定められた手続きを要約すると以下の 2 点になる。

- 標準化する予定の技術に特許が存在することを認識した者は、それを報告する。
- 報告された特許を有する者は、その技術が標準化された際に、その特許をどのようにライセンスするかを宣言する（声明書を提出する）。

しかし、これをさらに詳細に分析すると、

- 誰が、どのような特許を、どのような方法で認識し、それを誰に、どのように報告するのか。
 - 誰が特許保有者からどのような方法で、どのような内容の宣言を得て、これをどのように公開するのか。
- は、各団体でまちまちであり、団体によっては明確に決まっていない場合さえ多い。

このような状況から、運用状況についても団体間で大きな差が見られる。下表は主要団体の規格数と特許声明書の提出規格数、提出数を ISO・IEC のデータベース、ITU-T の公開資料等を基にカウントして比較したものである。本件数については各団体のデータベースの不完全さ、一つの宣言書で複数の規格に対する特許ライセンスを宣言したものの存在などから、正確な数字とは言えないが、それでも、ITU-T や、ガイドライン・フォームなどを自主的に決めるなど、特許問題に対する問題意識が高い JTC1 に比して、ISO、IEC、JIS の宣言書の提出比率がかなり小さいことが分かる。

4. 取り扱い手順の問題点と運用の実態

以上のような実態を見る限り、ISO・IEC においては知的財産取り扱い手順がきちんと運用されていない状態にあると考えられる。（但し、JIS については他の要因（例えば翻訳 JIS における特許宣言の免除など）も想定される。）

このような事実は定性的には既に規格作成者の間では常識となっており、政策担当者間では、これまで ISO・IEC における知的財産取り扱い手続きがきちんと運用されないのは、

- ガイドライン、声明書フォームなどが決められておらず、詳細な手続きが不明
- 該当する知的財産の範囲が明確化されていない

表 規格数と特許宣言書の数

団体名	規格数 (2004)	特許関連 規格数	声明書 提出数	声明書 比率
ISO	13176	29	40	0.2%
JTC1	1765	76	935	4.3%
IEC	5296	38	57	0.7%
ITU-T	3450	219	1369	6.3%
JISC	9369	42	180	0.4%

注：ISO の件数は JTC1 の件数を除いてある

などの理由が言われてきた。このため前述したように、標準化団体における特許ポリシーの整備が開始されたのである。しかし、実際に、これを確認するため実際に関係各社の標準化活動参加者に対しインタビュー調査を行ったところ、

- 標準化活動の担当者が全世界の特許を調査し、該当するかどうかを確認することは困難で、標準化のためにそのような作業は行わない。(実際には製品化時に特許調査を行っている)
- 仮に行ったとしても、他社の特許については公式な場では指摘しにくい。
- 自社の特許についても、全てを調べたと証明できるものではなく、これを確約できない。
- 特許を保有しているという情報は一般的に出来る限り外には出したいくない情報である。
- パテントポリシーの手続き上は「知りえたもの」のみを届けばよいことになっており、自社特許であっても全てを届け出することは義務付けられていない。
- 最終的にリーズナブルな価格でライセンスする予定の場合、あえて届け出なくともルール違反と責められることはなく、規格の作成に支障は無い。規格策定後に必要な社と個別に交渉して契約すればよい。(多くの場合、クロスライセンスにより処理されている。)

などの回答が得られ、声明書の提出が少ないことには、ガイドライン等が整備されていないことだけで無く、もっと本質的な手続き上の以下の問題があることが判明した。この問題点を整理すると、以下の三点である。

○問題1、関連特許調査の限界

本手順の第一段階では、規格として提案された技術に特許等を含む場合、その情報を取りまとめ者に提出することになっているが、情報を提供するのには、規格作成に参加している者だけであり、その者が「知りえたもの」のみ提供すればよく、特許の存在を知るための特段の努力義務は無い。このため、大規模企業の場合、自社の特許であっても関連する特許の存在に気づかない可能性がある。仮に参加者がそれぞれ特許調査を行うとしても、関連特許調査には大きな資金と時間が必要であり、一社もしくは規格策定参加者のみで、参加者以外の保有する特許まで全て事前に調査把握することは不可能である。その上、仮に他社保有の特許を発見しても、これを公の場で情報提供することは

後々のリスクとなりかねず、実際に行われることは無い。結果的に、集まる特許の網羅性は全く期待できないものとなる。

○問題2、特許情報提供の悪影響

現在の IPR ポリシーでは、特許声明書の提出時期は明確に決められていないが、出来るだけ早く特許の存在を指摘することが期待されている。

しかし、標準作成に参加している社のうち、当該特許を保有していない社は、策定しようとする標準技術の中に特許が含まれることが分かれば、その特許を避けた形で標準を策定することを検討する。このため、特許が存在するという情報を早期に公開すると、その技術が標準にならなくなる可能性を増大させることになるため、特許保有企業には標準策定作業当初に特許宣言書を出すインセンティブは存在し得ない。つまり、現在のルールは、宣言書を出すことを損をするルールである。

○問題3、ホールドアップ問題への対応

現在の IPR ポリシー運用を厳格化・強化しても、規格策定作業に参加していない社に特許声明書の提出を強制することは出来ず、さらに当然ながら悪意を持ってホールドアップを行う者に対しては、全く効果がない。このため、IPR ポリシーの運用をいかに厳格化しても正直者が馬鹿を見るだけになる可能性がある。

以上の結果から、IPR ポリシーの運用を厳格化し、特許声明書の提出を強制することは企業の負担を増加させるばかりで、ホールドアップ問題の解決にはほとんど役立たないと考えざるを得ない。

5. 解決策の模索

パテントポリシーの運用によってホールドアップの減少が期待できない以上、次に期待が集まるのは、ホールドアップが発生してしまった後に取れる対策を整備することである。事実、昨年来、公正取引委員会が独占禁止法の観点から、特許庁が特許法の観点から、ホールドアップ問題の解決を検討してきた。しかし、以下に示すように、画期的な解決策とはなっていない。

①公正取引委員会における検討

公正取引委員会では、2005年6月29日付けで、特許等を含む技術の標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方を示した「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」を公表し

た。

しかし、ホールドアップ問題への対応としては、「標準化活動に参加し、自らが特許権を有する技術が規格に取り込まれるように積極的に働きかけていた特許権者が、規格が策定され、広く普及した後に、規格を採用する者に対して当該特許をライセンスすることを合理的理由なく拒絶する（拒絶と同視できる程度に高額なライセンス料を要求する場合も含む。）ことは、（中略）不公正な取引方法（その他の取引拒絶等）として独占禁止法上問題となる。」との記述にとどまり、問題となる行為が限定的で実態上適用される可能性は小さい。

② 特許庁における検討

特許庁では、2004年に産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会特許戦略計画関連問題ワーキンググループにおいて、知的財産の円滑な利用を促進するための裁定実施権の適用可能性について検討したが、裁定実施権制度の見直しは慎重であるべきとの中間的結論に至った。現状でも検討が続いているものの、標準化関連で裁定実施権が活用される可能性は全く無いと考えられる。

以上のように、ホールドアップ発生後の解決策も限られる中では、やはりホールドアップの発生可能性を少しでも低減することを目指すしかないだろう。このための最も直接的な対策が綿密な特許調査だが、特許調査については、「標準化団体が責任を持って実施する」、「WIPOに調査を依頼する」などの案が提案されているものの、現実的には一つの標準を作るたびに全世界の全ての特許庁が関連特許の存在調査を行わなければならない、実現は不可能である。実際、我が国の特許庁でさえ、特定の技術に抵触する特許の存在について調査する機能は持っていない。このための組織を新たに準備することも一つの政策ではあるが、現実的ではないだろう。

企業に対し特許調査の責任を負わせることも、企業の負担が増加するだけで、結果的にホールドアップの防止には殆ど役立たないであろう。パテントポリシーを厳しく運用することも同様である。

結局のところ、画期的な解決策は存在しないというのが結論ではあるが、以下の2点を事態改善のための方策として提案しておく。

① パテントプール制度の活用

パテントプールは、プールの運営と特許の集積がうまく行けば、ホールドアップにより利益を得るよりも、パテン

トプールに参加して利益を得るほうが魅力的な環境を構築することが可能である。もちろん、パテントプールが適用できる標準はそれほど多くは無いが、もし活用できる可能性があるなら、積極的に活用することがホールドアップの発生を未然に防ぐことにつながるであろう。

② 標準原案公開制度の創設

標準を策定する直前に、当該標準の技術仕様を公開し、関連特許の保有者に自主的な宣言を促す。もちろん、宣言に強制力は無いが、広報プロセスを告知することで、将来的にホールドアップによる係争が発生した際に、少しは有利な状況を期待できるだろう。但し、標準技術の仕様の公開には、当該標準の著作権の問題が関係するため、どのように公開するか慎重な検討が必要となる。

6. おわりに

以上述べてきたように、ホールドアップ問題に対する根本的な解決策は無いというのが本稿の結論である。しかし、ここで訴えたいのは、解決策が無いということではない。最も重要なことは、明確な解決策でないにもかかわらず、その方策の影響を十分に検討しないまま可能な対策を強化することは、実態に反し正直者のみが損をする制度となりかねないということである。パテントポリシーの厳格な運用は、確かにホールドアップの発生に少しは効果があると期待できる。しかし、そのために企業が負う追加的作業量を考えると、この制度を厳格に運用することには疑問を感じざるを得ない。標準の普及と知的財産の保護、この両者のバランスを良好に維持するため、制度運用にも強化・緩和の適度なバランスを維持することが重要であろう。

参考文献：

- 山田肇「標準化活動と知的財産権」研究技術計画学会第14回年次学術大会講演要旨集（1999）
- 三菱総合研究所「先端技術分野等における技術開発と標準化の関係・問題に係る実態調査報告書」（2003,2004,2005）
- 郵政省郵政研究所「技術標準における知的財産権の取り扱いについての調査研究」（2000）